事業主・被保険者の皆さまへ

西日本プラスチック工業健康保険組合

個人情報の取り扱い についてのお知らせ

個人情報の保護に関する法律に基づき、健康保険組合においても個人情報の取り扱いに関する義務が課せられております。当健康保険組合における個人情報の取り扱いについての基本方針は以下のとおりでございます。

●個人情報の取り扱いに関する基本指針●

1．西日本プラスチック工業健康保険組合（以下「健保組合」）は、個人情報保護の重要性にかんがみ、健保組合における被保険者、被扶養者、被保険者であった方等の個人情報の保護に努めます。

2．健保組合は、予め公表した利用目的の範囲内で、公正かつ適正な方法で個人情報を取り扱うものといたします。

3．健保組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4．健保組合は、個人情報管理責任者を置き、保有する個人データの漏えいや滅失を防ぐために、安全管理措置を講じ、個人データの取り扱いについて外部に委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

5．健保組合は、被保険者の皆さまより、当該個人データの開示等の申し出をいただいた場合には、ご本人を確認のうえ、合理的な範囲内で速やかに対処いたします。

6．健保組合は、個人情報保護に関して適用される法令、規範を遵守し、個人情報保護管理規程を定め、これを実行あるものとして運用するとともに必要に応じて随時改善に努めます。

■個人情報の主な利用目的

●被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理 ・保険給付及び付加給付の実施 ・番号法に定める利用事務 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・第三者行為求償業務の外部委託 ・医療機関等への照会 ・柔道整復施術療養費の内容点検・審査・照会業務並びに電算処理のためのパンチ入力、画像取込処理の外部委託	**●保険料の徴収等に必要な利用目的** 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 ・標準報酬月額及び標準賞与額の把握 ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収	**●保健事業に必要な利用目的** 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 ・特定健診、保健指導の実施 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告 ・被保険者等への医療費通知 ・被保険者等へのジェネリック医薬品利用促進通知 ・保健事業の事業実施（常備薬のあっ旋、郵送健診、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、前期高齢者訪問指導）に係る委託
●診療報酬の審査・支払に必要な利用目的 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 ・診療報酬明細書（ﾚｾﾌﾟﾄ）等の内容点検・審査 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 〔審査支払機関への情報提供を伴う事例〕 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供	**●健保組合の運営の安定化に必要な利用目的** 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 ・医療費分析・疾病分析 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・医療費分析及び医療費通知、ジェネリック医薬品利用促進通知に係るデータ処理等の外部委託	**●その他** 〔健保組合等の内部での利用に係る事例〕 ・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持、改善のための基礎資料 〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕 ・第三者求償事務において、保険会社、医療機関等への相談又は届出等
●特定個人情報 〔組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合〕 ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等 ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報 〔他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合〕 ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報	**●オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的** 〔他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合〕 ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録 〔組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合〕 ・特定健診データ	

《個人情報を委託する業者との契約事項について》

■再委託について

委託業務の再委託は原則禁止しています。

■損害賠償について

委託業者の責任に帰すべき事由によって契約違反がなされ、そのことによって第三者等に損害が生じた場合は、その損害を賠償させます。

■契約解除について

委託業者が契約の定めに違反した場合は、契約の全部または一部を解除いたします。

また機密の保持等に違反し、個人情報の漏洩、滅失、紛失、毀損、改ざん等の背信行為があった場合は、催告やその他手続きを要しないで直ちに契約の全部または一部を解除いたします。

■委託業者の名称

・適用業務

株式会社 大和総研（基幹システム業務等）

所　在　地：東京都江東区冬木 15 番 6 号

代表者氏名：中川　雅久

株式会社 ケーシップ（算定基礎、賞与データ入力業務等）

所　在　地：大阪府豊中市服部元町 1 丁目 9 番 20 号

代表者氏名：野田　英司

東洋紙業株式会社（データプリント等）

所　在　地：大阪府大阪市浪速区芦原 1 丁目 3 番 18 号

代表者氏名：小川　淳

光ビジネスフォーム株式会社（データプリント等）

所　在　地：東京都八王子市東浅川町 553

代表者氏名：松本　康宏

・給付業務

株式会社 医療情報システム（レセプト審査業務・第三者行為求償業務）

所　在　地：大阪府大阪市淀川区西中島 4 丁目 5 番 1 号　NLC 新大阪パワービル 4 階

代表者氏名：田端　民生

株式会社 コアジャパン（柔道整復師療養費関連業務）

所　在　地：大阪府大阪市西区江戸堀 3 丁目 1 番 31 号　R&H ビル 3 階

代表者氏名：安田　剛

・保健事業業務

株式会社 あまの創健（医薬品のあっ旋業務）

所　在　地：愛知県名古屋市東区泉 2 丁目 20 番 20 号

代表者氏名：天野　源之

ＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社（特定保健指導業務・前期高齢者訪問相談業務）

所　在　地：東京都千代田区神田淡路町 1 丁目 2 番 3 号

代表者氏名：加納　昌明

株式会社 ベルシステム 24（特定保健指導業務・前期高齢者訪問相談業務）

所　在　地：東京都港区虎ノ門 4 丁目 1 番 1 号

代表者氏名：野田　俊介

医療法人 一翠会（特定保健指導業務）

所　在　地：大阪府豊中市新千里東町 1 丁目 5 番 3 号　千里朝日阪急ビル 3 階

代表者氏名：奥田　良和

医療法人社団仁恵会 福山検診所（特定保健指導業務）

所　在　地：広島県福山市南本庄 5 丁目 11 番 1 号

代表者氏名：石原　直子

・庶務

株式会社 さつき（個人データ廃棄業務）

所　在　地：大阪府大阪市大正区鶴町 4 丁目 12 番 27 号

代表者氏名：皐月　篤

《第三者への情報提供について》

原則として、第三者に情報提供する場合は、あらかじめご本人の同意を得たうえで行いますが、法第23条第1項に該当する場合は、あらかじめご本人の同意を得ないで情報提供が行えることとしております。

①法令に基づく場合。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

●同意に要する事項（第三者提供のうち包括的な同意としている事項）

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、包括的な同意をいただくことといたしております。

当組合では、以下の事項について黙示でご同意をいただいたものとしてお取扱いいたしますが、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

①医療費通知、ジェネリック医薬品利用促進通知は、任意継続被保険者を除き、通知の送付を事業主経由で行います。なお、医療費通知は世帯単位でまとめて被保険者に対して行います。（圧着または封書にて中身が見えないようにいたします）

②保健事業補助金（体育奨励施設・各種健診受診）の申請書の提出、支給決定通知書の送付を事業主経由で行います。また、当該補助金の支給は事業主経由で行います。

個人情報に関する苦情・ご相談 お問合せ窓口	〒542-0081　大阪市中央区南船場 2-1-10（CARP 南船場第 1 ビル） 西日本プラスチック工業健康保険組合 電話　06-6263-0605　　FAX　06-6263-0606 電子メール　kenpo@nishiplakenpo.jp 受付時間　平日 9:00～17:30

R6.4 改

西日本プラスチック工業健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する
高額医療交付金交付事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用―――については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。西日本プラスチック工業健康保険組合（以下「当組合」という。）では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称―――について、次のように公表いたします。

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第２条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのＣＳＶ情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

・西日本プラスチック工業健康保険組合	給付職員
・健康保険組合連合会	交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
・業務委託先	公益財団法人 日本生産性本部　ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である１月１千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府大阪市中央区南船場２-１-１０ 理事長　泉　夏樹 管理責任者　常務理事
健康保険組合連合会	東京都港区南青山１-２４-４ 会長　宮永　俊一 管理責任者　組合サポート部　部長

以　上